

2005 年第 229 號法律公告

《跨國領養(締約國)令》

(由衛生福利及食物局局長根據《領養條例》(第 290 章) 第 20D 條作出)

1. 生效日期

本命令自 2006 年 1 月 25 日起實施。

2. 締約國

(1) 現宣布——

(a) 在附表第 1 部第 1 欄內指明的國家是締約國；及

(b) 在附表第 2 部第 1 欄內指明的國家就在附表第 2 部第 2 欄內相對於該國家之處指明的一個或多於一個領土單位而言是締約國。

(2) 《公約》於香港與在附表第 1 欄內指明的國家之間生效的日期，為在附表第 1 部第 2 欄或第 2 部第 3 欄 (視屬何情況而定) 內與該國家相對之處列出的日期。

附表

[第 2 條]

締約國名單

第 1 部

第 1 欄	第 2 欄
締約國	《公約》生效的日期
土耳其共和國	2006 年 1 月 25 日
厄瓜多爾共和國	2006 年 1 月 25 日
巴西聯邦共和國	2006 年 1 月 25 日
巴拉圭共和國	2006 年 1 月 25 日
巴拿馬共和國	2006 年 1 月 25 日

## 第 1 欄

## 第 2 欄

## 締約國

## 《公約》生效的日期

毛里求斯共和國	2006 年 1 月 25 日
比利時王國	2006 年 1 月 25 日
丹麥王國	2006 年 1 月 25 日
以色列國	2006 年 1 月 25 日
印度共和國	2006 年 1 月 25 日
白俄羅斯共和國	2006 年 1 月 25 日
立陶宛共和國	2006 年 1 月 25 日
布基納法索	2006 年 1 月 25 日
布隆迪共和國	2006 年 1 月 25 日
匈牙利共和國	2006 年 1 月 25 日
危地馬拉共和國	2006 年 1 月 25 日
西班牙王國	2006 年 1 月 25 日
冰島共和國	2006 年 1 月 25 日
安道爾公國	2006 年 1 月 25 日
委內瑞拉共和國	2006 年 1 月 25 日
拉脫維亞共和國	2006 年 1 月 25 日
阿塞拜疆共和國	2006 年 1 月 25 日
阿爾巴尼亞共和國	2006 年 1 月 25 日
芬蘭共和國	2006 年 1 月 25 日
波蘭共和國	2006 年 1 月 25 日
保加利亞共和國	2006 年 1 月 25 日
玻利維亞共和國	2006 年 1 月 25 日
南非共和國	2006 年 1 月 25 日
泰王國	2006 年 1 月 25 日
馬耳他共和國	2006 年 1 月 25 日
馬達加斯加共和國	2006 年 1 月 25 日
烏拉圭東岸共和國	2006 年 1 月 25 日
挪威王國	2006 年 1 月 25 日
哥倫比亞共和國	2006 年 1 月 25 日
哥斯達黎加共和國	2006 年 1 月 25 日

## 第 1 欄

## 第 2 欄

## 締約國

## 《公約》生效的日期

格魯吉亞	2006 年 1 月 25 日
秘魯共和國	2006 年 1 月 25 日
捷克共和國	2006 年 1 月 25 日
荷蘭王國	2006 年 1 月 25 日
智利共和國	2006 年 1 月 25 日
斯里蘭卡民主社會主義共和國	2006 年 1 月 25 日
斯洛文尼亞共和國	2006 年 1 月 25 日
斯洛伐克共和國	2006 年 1 月 25 日
菲律賓共和國	2006 年 1 月 25 日
意大利共和國	2006 年 1 月 25 日
瑞士聯邦	2006 年 1 月 25 日
瑞典王國	2006 年 1 月 25 日
奧地利共和國	2006 年 1 月 25 日
新西蘭	2006 年 1 月 25 日
愛沙尼亞共和國	2006 年 1 月 25 日
聖馬力諾共和國	2006 年 1 月 25 日
塞浦路斯共和國	2006 年 1 月 25 日
葡萄牙共和國	2006 年 1 月 25 日
蒙古國	2006 年 1 月 25 日
畿內亞共和國	2006 年 1 月 25 日
墨西哥合眾國	2006 年 1 月 25 日
摩納哥公國	2006 年 1 月 25 日
摩爾多瓦共和國	2006 年 1 月 25 日
德意志聯邦共和國	2006 年 1 月 25 日
盧森堡大公國	2006 年 1 月 25 日
薩爾瓦多共和國	2006 年 1 月 25 日
羅馬尼亞	2006 年 1 月 25 日

## 第 2 部

## 第 1 欄

## 第 2 欄

## 第 3 欄

締約國	已根據《公約》第 45 條就其作出聲明的一個或多於一個領土單位	《公約》生效的日期
大不列顛及北愛爾蘭 聯合王國	北愛爾蘭	2006 年 1 月 25 日
	英格蘭	2006 年 1 月 25 日
	威爾斯	2006 年 1 月 25 日
	馬恩島	2006 年 1 月 25 日
	蘇格蘭	2006 年 1 月 25 日
加拿大	不列顛哥倫比亞 (即卑斯省)	2006 年 1 月 25 日
	安大略 (即安大略省)	2006 年 1 月 25 日
	西北地區	2006 年 1 月 25 日
	艾伯塔 (即愛伯達省)	2006 年 1 月 25 日
	努納武特	2006 年 1 月 25 日
	育空地區	2006 年 1 月 25 日
	馬尼托巴 (即曼安托巴省)	2006 年 1 月 25 日
	紐芬蘭 (即紐芬蘭省) 及拉布拉多	2006 年 1 月 25 日
	新不倫瑞克 (即紐賓士域省)	2006 年 1 月 25 日
	新斯科舍 (即新斯科舍省)	2006 年 1 月 25 日
	愛德華王子島 (即愛德華皇子省)	2006 年 1 月 25 日
	魁北克 (即魁北克省)	2006 年 2 月 1 日
	薩斯喀徹溫 (即沙省)	2006 年 1 月 25 日
法蘭西共和國	法蘭西共和國所有領土， 但海外領土除外	2006 年 1 月 25 日
澳大利亞聯邦	所有澳大利亞的領土單位	2006 年 1 月 25 日

衛生福利及食物局局長  
周一嶽

2005 年 12 月 12 日

## 註 釋

本命令宣布在命令內指明的每一個國家為締約國，以使於 1993 年 5 月 29 日在海牙簽訂的《關於跨國領養的保護兒童及合作公約》（“《公約》”）適用於就根據《公約》作出的申請而在香港與某締約國之間進行的領養。